

宇治田原町教育委員会定例会議事概要

令和8年第1回

日 時 令和8年1月27日(火) 14時開会

場 所 宇治田原町役場 2階 会議室202

出席者

(教育長) 南 亮司

(教育委員)

教育長職務代理者 大嶋 良孝

委員 杉野 三千代

委員 川崎 文男

委員 播磨 幸博

(出席職員職氏名)

教育次長兼学校教育課長 矢野 里志

社会教育課長 田村 徹

学校教育課課長補佐 酒井 隆司

(書記職員職氏名)

学校教育課教育総務係長 星野 聖美

(傍聴者)

なし

1 開会 教育長が第1回宇治田原町教育委員会定例会の開会を宣言する。

2 教育長あいさつ

3 議事録承認

令和7年第12回宇治田原町教育委員会定例会議事録の承認

4 議事

(1) 付議案件

なし

(2) 報告事項

ア 学校教育課所管事項について

・年度末、年度初めの学校教職員に係る辞令交付式等について

(説明) 新年度準備を円滑に進めるとともに異動者の準備期間を確保するため、離任式を中心とした辞令交付式を前倒しする方法で進めている。山城管内10市町及び広域連合で調整しており、7教育委員会は前倒しの方向。転出者の周知を3月27日に保護者連絡アプリで行い(転出先は非開示)、3月30日に各校で離任式を実施する予定。町教育委員会での離任式・辞令交付式については検討中。着任式・辞令交付式については4月1日の午前10時30分から行う予定。

(質疑)

<委員> 京都府でも、高校では十数年前から3月の下旬に新しい所属での職員会議を実施している。小中学校も府で統一してしまえば、全市町一律で3月の下旬から新所属で動き始めることができる。

・教育大綱(案)について

(説明) 前回の定例会で第2期のまとめを行い、第3期はシンプルな形を出していくことで同意をいただいていた。対象期間は令和8年度から11年度までの4年間、策定にあたっては町の第6次まちづくり総合計画、地域創生総合戦略、国の第4期教育振興

基本計画、京都府の第2期教育振興プランの教育施策を勘案して改定を行う。基本方針を(1)自らの人生を舵取りする力の育成(2)誰一人取り残さない多様な学びの確保(3)家庭・地域・学校の連携・協働とシビックプライドの醸成(4)安心・安全な教育環境の整備(5)いつまでも学び活躍できる環境の確保の5点とし、具体的な施策については教育の重点で示すこととする。2月の総合教育会議でも協議を行う。

(質疑)

〈委員〉 教育大綱というのは誰に向けて示すものなのか。それによって言葉を選んだり、わかりにくい言葉があったら注釈をつけてしかるべきと思う。

〈事務局〉 教育大綱は町のめざす教育の形を町長部局とともに総合教育会議で諮って、町のホームページに掲載するので、住民に町の教育の方向性を見てもらうものかと思う。委員のご指摘のあったカタカナ用語等については、注釈をいれる等して対応する。

〈委員〉 (2)と(4)は内容的に同じようなものに読める。意味合い的になんとなく違うとは思いますが、もう少し言葉を選んだ方が違いがはっきりすると思う。

〈委員〉 私も同じように感じる。(2)の誰一人取り残さない多様な学びの中に、いじめや不登校、特別支援を要する子、外国人児童生徒等に合った多様な学び、教育を保障していくという意味で、(4)も含まれるのではないか。(2)に比べて(4)はやや狭義であり、並べるものではないように感じる。基本方針は4つで良いのではないか。

〈事務局〉 (2)と(4)を統合する形で、4つの基本方針とする方向で修正する。また細かい文言についても修正する。

〈委員〉 最近の親はあまり子どもを叱らない、自由奔放にさせるという傾向がある。家庭での教育として、怒るところは怒る、小さいときには目を配るなど、しっかり子どもに関わって欲しいと考えるが、そのような点が(3)に入れられないか。

〈委員〉 親が子供を怒るのはいいが、先生が子どもを怒るのはいけないという風潮があるが、やはりそれは違うと思う。家庭も学校も、しっかり子どもを育てるために怒るところは怒る、教育は親も家庭も学校も一緒にするべきというようなことが記載できればいい。

〈事務局〉 基本方針の中に入れてしまうと、書き方によっては誤解を招くと思うが、文部科学省の教育振興基本計画にも家庭教育支援の充実の文言があるため、教育の重点の方で、目標として入れていけばいいのではないか。今日指摘いただいた点をうけて、2月の総合教育会議で諮らせていただく。

・宇治田原町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について

(説明) 令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して業務量管理・健康確保措置実施計画を定め

ることとされたことを受け、町において当該計画を策定する。具体的目標と共に、実施する業務量管理・健康確保措置の内容について定めるもの。国の求める基準を参考に、町の現状に合わせて作成している。

(質疑)

〈委員〉 町で持ち帰り業務をしている実態はどれくらいあるか。

〈事務局〉 具体的なパーセンテージは答えられないが、子育て世代の先生は持ち帰って採点を行うとか、教頭・教務主任あたりは土日も出勤している実態もあるので、持ち帰りが必要な仕事量はあると思う。基本は持ち帰るべきではない、学校外で仕事をすべきではないという考え方だが、仕事が終わらないまま翌日を迎えることによるストレスというものもあるので、今年度校務パソコンが更新されセキュリティが高くなったこともあり、持ち帰り業務ができるシステムにはなっている。

〈委員〉 行政の仕事などとは違い、翌日子どもたちに面白い授業をしようと思うと、家へ帰って教材研究や資料の準備が必要になる。そこまで持ち帰り業務となるかと言われると、自分が意欲的に前向きにやっている部分もあり、その線引きは難しい。また特に一人暮らしの若い教員などは悩みなどがあるときに、先輩や同僚の教員と話して帰ることによってストレスが軽減される部分もあるので、単純に早く帰ることがよいという問題でもなく、取扱いが難しい。

〈事務局〉 確かに、教員は自己研鑽の部分も大きく、そこで実力を伸ばしたり、今後の働き方改革につながっていくので、持ち帰り業務に数えるかという点も難しいと思う。

5 その他

・なし

6 閉会 教育長が第1回教育委員会定例会の閉会を宣言する。